目次

第1章 総則(第1条·第2条)

第2章 公有財産

第1節 通則(第3条·第4条)

第2節 取得、管理及び処分の補助機関(第5条-第9条)

第3節 取得、管理及び処分

第1款 通則(第10条-第16条)

第2款 取得(第17条-第26条)

第3款 移築及び改築等(第27条・第28条)

第4款 管理(第29条-第43条)

第5款 処分(第44条-第48条)

第6款 雑則(第49条-第51条)

第4節 公有財産台帳及び報告書(第52条-第61条)

第3章 物品

第1節 通則(第62条-第64条の2)

第2節 取得、管理及び処分の補助機関(第65条-第69条)

第3節 取得、管理及び処分

第1款 通則(第70条-第76条)

第2款 取得(第77条-第82条)

第3款 管理(第83条-第89条)

第4款 処分(第90条-第95条)

第5款 雑則(第96条-第98条)

第4節 重要物品台帳及び報告書(第99条-第106条)

第4章 債権

目次

第1章 総則(第1条·第2条)

第2章 公有財産

第1節 通則(第3条·第4条)

第2節 取得、管理及び処分の補助機関(第5条-第9条)

旧

第3節 取得、管理及び処分

第1款 通則(第10条-第16条)

第2款 取得(第17条-第26条)

第3款 移築及び改築等(第27条・第28条)

第4款 管理(第29条-第43条)

第5款 処分(第44条-第48条)

第6款 雑則(第49条-第51条)

第4節 公有財産台帳及び報告書(第52条-第61条)

第3章 物品

第1節 通則(第62条-第64条の2)

第2節 取得、管理及び処分の補助機関(第65条-第69条)

第3節 取得、管理及び処分

第1款 通則(第70条-第76条)

第2款 取得(第77条-第82条)

第 3 款 管理(第 83 条 - 第 89 条)

第4款 処分(第90条-第95条)

第5款 雑則(第96条-第98条)

第4節 重要物品台帳及び報告書(第99条-第106条)

第4章 倩権

第1節 通則(第107条)

第2節 管理の機構(第108条-第112条)

第3節 管理の準則(第113条-第141条)

第4節 内容の変更免除等(第142条-第159条)

第5節 債権に関する契約等の内容(第160条-第163条)

第6節 雑則(第164条・第165条)

第5章 基金(第166条-第173条)

第6章 雑則(第174条)

付則

高知県財産規則(抜粋)

本則

第4章 債権

第3節 管理の準則

(担保の種類及び提供の手続等)

- 第130条 債権管理者は、政令第171条の4第2項の規定により担保の提供を求める場合において、法令又は契約に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、債務者において、当該担保の提供ができなくなる場合においては、他の担保の提供を求めることをもって足りる。
 - (1) 国債及び地方債
 - (2) 債権管理者が確実と認める社債その他の有価証券
 - (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
 - (4) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、 港湾運送事業財団及び道路交通財団
 - (5) 債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

第1節 通則(第107条)

第2節 管理の機構(第108条-第112条)

第3節 管理の準則(第113条-第141条)

第4節 内容の変更免除等(第142条-第159条)

第5節 債権に関する契約等の内容(第160条-第163条)

第6節 雑則(第164条·第165条)

第5章 基金(第166条-第173条)

第6章 雑則(第174条)

付則

高知県財産規則(抜粋)

本則

第4章 債権

第3節 管理の準則

(担保の種類及び提供の手続等)

- 第130条 債権管理者は、政令第171条の4第2項の規定により担保の提供を求める場合において、法令又は契約に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、債務者において、当該担保の提供ができなくなる場合においては、他の担保の提供を求めることをもって足りる。
 - (1) 国債及び地方債
 - (2) 債権管理者が確実と認める社債その他の有価証券
 - (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
 - (4) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、 港湾運送事業財団及び道路交通財団
 - (5) 債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

- 2 債権管理者は、有価証券を担保に提供させようとするときにおいて、 当該有価証券が登録国債(乙種国債登録簿に登録のあるものを除く。) 又は証券決済制度等の改革による証券市場のの整備のための関係法律の 整備等に関する法律(平成14年法律第65号)附則第3条の規定により なおその効力を有することとされる同法第3条の規定による廃止前の社 債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録した社債、地方 債その他の債権であるときは、担保の提供について登録を受けさせ、そ の登録済通知書又は登録済証を提出させなければならない。
- 3 債権管理者は、土地、建物その他の抵当権の目的とすることができる 財産を担保に提供させようとするときは、当該財産についての抵当権の 設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録につ いての承諾書を提出させ、抵当権の設定の登記又は登録を登記所又は登 録機関に嘱託しなければならない。
- 4 債権管理者は、金融機関その他の保証人の保証を担保に提供させようとする場合においては、その保証人の保証を証明する書面を提出させ、 遅滞なく当該保証人との間に保証契約を締結しなければならない。
- 5 <u>債権</u>を担保に提供させようとするときは、債務者をして民法(明治29年法律第89号)<u>第364条</u>の処置をとらせた後、その<u>債権</u>の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を提出させるものとする。
- 6 前各号に規定するもの以外のものの担保としての提供の手続及びこれ らのうち担保権の設定について登記又は登録によって第三者に対抗する 要件を備えることができるもにについてのその登記又は登録の嘱託につ いては、前各号の規定の例による。

(担保の価値)

- 第131条 前条に規定する担保の価値は、法令又は契約に特別の定めのあるものを除くほか、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 国債、地方債、債権管理者が確実と認める社債、特別の法律により 法人の発行する債券及び貸付信託の受益事業 額面金額又は登録金額

- 2 債権管理者は、有価証券を担保に提供させようとするときにおいて、 当該有価証券が登録国債(乙種国債登録簿に登録のあるものを除く。) 又は証券決済制度等の改革による証券市場のの整備のための関係法律の 整備等に関する法律(平成14年法律第65号)附則第3条の規定により なおその効力を有することとされる同法第3条の規定による廃止前の社 債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録した社債、地方 債その他の債権であるときは、担保の提供について登録を受けさせ、そ の登録済通知書又は登録済証を提出させなければならない。
- 3 債権管理者は、土地、建物その他の抵当権の目的とすることができる 財産を担保に提供させようとするときは、当該財産についての抵当権の 設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録につ いての承諾書を提出させ、抵当権の設定の登記又は登録を登記所又は登 録機関に嘱託しなければならない。
- 4 債権管理者は、金融機関その他の保証人の保証を担保に提供させようとする場合においては、その保証人の保証を証明する書面を提出させ、 遅滞なく当該保証人との間に保証契約を締結しなければならない。
- 5 <u>指名債権</u>を担保に提供させようとするときは、債務者をして民法(明治29年法律第89号)<u>第364条第1項</u>の処置をとらせた後、その<u>指名債権</u>の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を提出させるものとする。
- 6 前各号に規定するもの以外のものの担保としての提供の手続及びこれ らのうち担保権の設定について登記又は登録によって第三者に対抗する 要件を備えることができるもにについてのその登記又は登録の嘱託につ いては、前各号の規定の例による。

(担保の価値)

- 第131条 前条に規定する担保の価値は、法令又は契約に特別の定めのあるものを除くほか、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 国債、地方債、債権管理者が確実と認める社債、特別の法律により 法人の発行する債券及び貸付信託の受益事業 額面金額又は登録金額

(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8 割に相当する金額

- (2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16号に規定する金融商品取引所に上場されている株券、出資証券及び投資信託の受益証券 時価の8割以内において債権管理者が決定する価額
- (3) 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額(その手形の満期の日が当該担保を付することとなっている債権の履行期限後であるときは、当該履行期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般金融市場における手形の割引率により割り引いた金額)
- (4) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる担保 時価の7割以内において債権管理者が決定する価額
- (5) 債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人の保証 その保証する金額
- 2 前項に規定する担保以外の担保の価値は、法令又は契約に特別の定め があるものを除くほか、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲 げるところによる。
 - (1) 前項第3号に規定する手形以外の手形及び小切手 手形又は小切手 の金額及び当該債務者又は小切手債務者の資産の状況を勘案して債権 管理者が決定する金額
 - (2) 保険に付されていない建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 時価の6割以内において債権管理者が決定する価額
 - (3) 動産 (無記名債権、船舶、航空機、自動車及び建設機械を除く。) 時価の 5割以内において債権管理者が決定する価額
 - (4) 前項第5号に規定する保証人の保証以外の保証 保証金額及び保証 人の資産の状況を勘案して債権管理者が決定する金額
 - (5) <u>債権</u> <u>債権</u>の金額及び第三債務者の資産状況を勘案して債権管理者 が決定する金額

(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8 割に相当する金額

- (2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16号に規定する金融商品取引所に上場されている株券、出資証券及び投資信託の受益証券 時価の8割以内において債権管理者が決定する価額
- (3) 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同 じ。)の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額(その手形の満 期の日が当該担保を付することとなっている債権の履行期限後である ときは、当該履行期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じ当 該手形金額を一般金融市場における手形の割引率により割り引いた金 額)
- (4) 前条第1項第3号及び第4号に掲げる担保 時価の7割以内において債権管理者が決定する価額
- (5) 債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人の保証 その保証する金額
- 2 前項に規定する担保以外の担保の価値は、法令又は契約に特別の定め があるものを除くほか、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲 げるところによる。
 - (1) 前項第3号に規定する手形以外の手形及び小切手 手形又は小切手 の金額及び当該債務者又は小切手債務者の資産の状況を勘案して債権 管理者が決定する金額
 - (2) 保険に付されていない建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 時価の6割以内において債権管理者が決定する価額
 - (3) 動産 (無記名債権、船舶、航空機、自動車及び建設機械を除く。) 時価の5割以内において債権管理者が決定する価額
 - (4) 前項第5号に規定する保証人の保証以外の保証 保証金額及び保証 人の資産の状況を勘案して債権管理者が決定する金額
 - (5) <u>指名債権</u> <u>指名債権</u>の金額及び第三債務者の資産状況を勘案して債権管理者が決定する金額

(時効の更新又は完成猶予の措置)

第137条 債権管理者は、その所掌に属する債権が時効によって消滅する おそれのあるときは、<u>時効の更新又は完成猶予</u>のため必要な措置をとら なければならない。

(時効中断の措置)

第137条 債権管理者は、その所掌に属する債権が時効によって消滅する おそれのあるときは、<u>時効中断</u>のため必要な措置をとらなければならな い。